

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案要綱

第一 東日本大震災に対処するため、地方公共団体等に対する特別の財政援助及び社会保険の加入者等についての負担の軽減、農林漁業者、中小企業者等に対する金融上の支援等の特別の助成措置について定めるものとする。

第二 特定被災地方公共団体等に対する補助等

一 東日本大震災により被害を受けた以下に掲げる施設の災害復旧事業について、総合負担軽減方式により算定した補助率で、国が補助を行うこと。（第三条関係）

- 1 水道施設
- 2 工業用水道施設
- 3 改良住宅
- 4 交通安全施設等
- 5 都市施設
- 6 廃棄物処理施設

7 集落排水施設

二 東日本大震災により被害を受けた以下に掲げる施設の災害復旧事業について、国が補助等を行うこと。

- 1 警察施設（交通安全施設等を除く。）（第四条関係）
- 2 市町村庁舎（第六条関係）
- 3 消防施設（第七条関係）
- 4 保健所（第四十四条関係）
- 5 公立火葬場（第四十五条関係）
- 6 医療機関（第四十六条関係）
- 7 公立と畜場（第四十七条関係）
- 8 社会福祉施設等（公立又は社会福祉法人施設）（第四十八条関係）
- 9 中央卸売市場（第二百五条関係）
- 10 特定用途港湾施設（第三百三十五条関係）
- 11 空港（第三百三十六条関係）

12 空港機能施設（第三百三十七条関係）

三 特定被災地方公共団体を激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第三条第一項に規定する特定地方公共団体とみなして、同法の規定を適用すること。（第五条関係）

四 東日本大震災により特に必要となった廃棄物の処理を行うための費用について、総合負担軽減方式により算定した補助率で、国が補助を行うこと。（第三百三十九条関係）

第三 社会保険の加入者等についての負担の軽減

次に掲げる社会保険等について、その加入者、対象者等に保険料の減免等による負担の軽減を行うこと。

- 1 恩給法関係（第十一条関係）
- 2 国家公務員災害補償（第十三条関係）
- 3 国家公務員退職手当（第十四条等関係）
- 4 地方公務員共済（第十五条等関係）
- 5 地方公務員災害補償（第二十三条関係）
- 6 旧令共済（第二十五条関係）

- 7 国家公務員共済（第二十六条等関係）
- 8 私立学校教職員共済（第三十八条等関係）
- 9 健康保険（第四十九条等関係）
- 10 船員保険（第五十九条等関係）
- 11 国民健康保険（第六十七条等関係）
- 12 後期高齢者医療（第七十四条等関係）
- 13 労働者災害補償保険（第七十九条関係）
- 14 中小企業退職金共済（第八十条関係）
- 15 労働保険（第八十一条関係）
- 16 雇用保険（第八十二条関係）
- 17 石綿による健康被害の救済に関する法律関係（第八十三条等関係）
- 18 障害児施設給付費等（第八十五条等関係）
- 19 介護給付費等（第八十七条等関係）

- 20 介護保険（第八十九条等関係）
 - 21 戦傷病者戦没者遺族等援護法関係（第九十三条関係）
 - 22 厚生年金保険（第九十四条等関係）
 - 23 国民年金（第九十八条等関係）
 - 24 確定給付企業年金（第一百条関係）
 - 25 確定拠出年金（第一百一条関係）
 - 26 子ども手当（第一百二条関係）
 - 27 農林漁業団体職員共済（第一百七七条関係）
 - 28 農業者年金（第一百八条関係）
 - 29 公害健康被害の補償等に関する法律関係（第一百三十九条関係）
 - 30 防衛省の職員の給与等に関する法律関係（第一百四十条等関係）
- 第四 農林漁業者、中小企業者等に対する金融上の支援
- 一 一般会計から漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定及び漁業共済保険勘定への繰

入れ等を行うこと。（第三十四条等関係）

二 株式会社日本政策投資銀行及び株式会社商工組合中央金庫の行う危機対応業務の円滑な実施のために行われる出資の延長を行う。（第三十六条等関係）

三 次に掲げる法律の定める保証等における国のてん補率の引き上げ等を行うこと。

1 中小漁業融資保証法（第九九条関係）

2 農業信用保証保険法（第一百十二条関係）

3 中小企業信用保険法（第二百二十八条関係）

四 株式会社日本政策金融公庫の行う貸付けのほか、次に掲げる法律の定める資金の償還期限の延長等を行うこと。

1 災害弔慰金等の支給等に関する法律（第一百三二条関係）

2 農業改良資金融通法（第一百十条関係）

3 農業近代化資金融通法（第一百十一条関係）

4 漁業近代化資金融通法（第一百三三条関係）

- 5 林業・木材産業改善資金助成法（第百十四条関係）
- 6 沿岸漁業改善資金助成法（第百十五条関係）
- 7 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（第百十六条関係）
- 8 農業経営基盤強化促進法（第百十七条関係）
- 9 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（第百十八条関係）
- 10 林業労働力の確保の促進に関する法律（第百十九条関係）
- 11 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（第百二十条関係）
- 12 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（第百二十二条関係）
- 13 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（第百二十三条関係）
- 14 米穀の新用途への利用の促進に関する法律（第百二十四条関係）
- 15 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（第百二十六条関係）
- 16 小規模企業者等設備導入資金助成法（第百二十九条関係）

五 独立行政法人住宅金融支援機構が東日本大震災により被害が生じた土地の補修に必要な資金を貸し付けることができること。（第三百三十八条関係）

第五 その他の特別の財政援助及び助成

第二から第四に掲げる措置のほか、次に掲げる特別の財政援助又は助成を行うこと。

- 1 地方債の発行年度、起債対象、利率及び償還期限の特例（第八条等関係）
- 2 独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う工場整備事業等（第三百三十条等関係）

第六 その他

- 一 適用について定めること。（第二十四条等関係）
- 二 地方公共団体等が講ずる措置で原子力事業者が賠償する責めに任ずべき損害に係るものについて、国がこの法律の規定に基づく補助金の交付その他の財政援助を行った場合、国が原子力事業者に対し、求償することを妨げるものではないこと。（第四百四十三条関係）
- 三 この法律は、公布の日から施行するものとする。 （附則第一条関係）
- 四 その他所要の規定を設けるものとする。 （附則第二条等関係）